

TEDAにも保税物流園

このほど天津経済技術開発区（TEDA）は、「保税物流中心」（保税物流園区）の設立計画を明らかにし、現在、開発区の西側に設立申請中とのことです。

この保税物流園区は昨年末から試行的に開始された物流エリアで、現在、この保税物流園区は中国国内に上海の外高橋保税区と蘇州工業区の2箇所にはありません。現在TEDAにて申請中の「保税物流中心」が政府より認可されれば、全国で3箇所目の保税物流園区となります。

TEDAにて申請中の保税物流中心の主な特徴は以下の通りです。

1. 保税物流中心に貨物を搬入した時点で輸出とみなすことができる。

保税物流中心に貨物を搬入と同時に増値税の還付が可能になり、加工貿易型のメーカーにとっては増値税還付手続の利便性が向上するものと期待されています。

現在、保税区では保税区外から保税区内に貨物が搬入されただけでは輸出とはみなされず、貨物が船積みされた時点で輸出とみなされ増値税の還付が可能となっております。

2. 入居できるのは物流企業となり、自動的に貿易権や国内輸送権などが与えられる。

3. 区内にて簡単な加工を行うことも可能。

輸出加工区とは違い加工の義務はないため、通貨貨物の取扱いも可能。

上海外高橋保税区内に設置された保税物流園区は将来的な自由貿易港に向けた施策のひとつと言われていることから、天津保税港及びTEDAの今後の動向を見るうえで、物流業界のみならず貿易型企业にとっても、TEDAにて現在申請されている「保税物流中心」の今後の展開が注目されます。